国別障害関連情報
タイ王国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
(2021 年 2 月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
タイ王国
目次

１．　基礎指標 1
　１－１．基礎指標 1
　１－２．障害に関する指標. 2
２．　障害関連政策 6
　２－１．障害関連行政制度. 6
　２－２．障害関連法律の詳細. 7
　２－３．CRPD 批准による対応状況 10
　２－４．障害関連施策の状況. 11
　２－５．地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況. 19
　２－６．盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況. 19
　２－７．新型コロナウイルスの流行がもたらした影響. 20
３．　障害関連団体の活動概況. 22
　３－１．障害当事者団体の活動概要. 22
　３－２．障害者支援団体の活動概要. 23
４．参考資料 24

図表目次

図 1 障害種別の障害者数割合（2019） 4
図 2 障害の原因（2018） 4
図 3 障害の年齢別割合（2018） 5

表 1 年齢別の障害種別（2018） 5
表 2 障害関連担当機関 6
表 3 タイ王国総括所見（2016 年 4 月）の主な課題 10

略語表

ABC	Accessible Books Consortium	アクセシブルブック・コンソーシアム
APCD	Asia-Pacific development center on disability	アジア太平洋障害者センター
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DAISY	Digital Accessible Information System	デジタル音声図書
DEP	Department of Empowerment for Persons with Disabilities	障害者エンパワメント局
DTH	Disability Thailand	タイ障害者協会
ICF	International Classification of Functioning Disability and Health	国際生活機能分類
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MSDHS	Ministry of Social Development and Human Security	社会開発人間安全保障省
NSO	National Statistical Office	国家統計局
OBEC	Office of Basic Education Commission	基礎教育委員局
PDEA	Persons with Disabilities Empowerment Act B.E.2550(2007)	障害者エンパワメント法
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関

１．　基礎指標

１－１．基礎指標[1]

一人当たり GDP	7,808.33 米ドル	2017 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.75 ％	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.1 ％	2013 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.47 ％	2011 年

人口

総人口	69,625,580 人	2019 年
男性人口比率	48.7 ％	
女性人口比率	51.3 ％	
都市人口比率	51 ％	
農村人口比率	49 ％	
平均余命（全体）	77 歳	2018 年
男性	73 歳	
女性	81 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	31 ％	2018 年
新生児死亡率（1000 人当たり）	5 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	9 年	2019 年
成人識字率（全体）	94 ％	2018 年
男性	95 ％	
女性	92 ％	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育[2]（総就学率）		
全体	100 %	2018 年
男子	101 %	2019 年
女子	101 %	2019 年
中等教育[3]（総就学率）		
全体	118 %	2018 年
男子	117 %	2019 年
女子	113 %	2019 年
高等教育[4]（総就学率）		
全体	49 %	2016 年
男子	41 %	
女子	58 %	

雇用

失業率（全体）	0.8%	2020 年
男性	0.8%	
女性	0.8%	

１－２．障害に関する指標

１－２－１．障害の定義

タイ王国（以下、「タイ」）の障害者の定義は 2007 年障害者エンパワメント法（Persons with Disability Empowerment Act B.E. 2550 (2007)。以下、「PDEA」）の第 4 条 1 号に記載されており、「視覚、聴覚、動作、伝達、精神、情緒、行動、知能、知識における障害またはその他の障害と、さまざまな困難を併せ持つことにより、日常生活または社会参加をするうえで何らかの制限を有し、かつ非障害者と同様に日常生活または社会参加を可能にするために、特別にさまざまな援助を受けることが必要な個人」となっている。

一方、社会開発人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security。以下、「MSDHS」）の 2009 年通知では、機能障害を 6 種類に分類している。それらは、視覚障害、聴覚／コミュニケーション障害、移動／肢体障害、精神／行動／感覚障害、知的／学習障害である。障害者として政府が提供しているサービスを受給するには、医者の証明書を得てから、同省障害者エンパワメント局（Department of Empowerment for Persons with Disabilities。以下、「DEP」）で申請し、障害者 ID カードを取得する必要がある。

また教育省は、すべての障害児に教育を提供する目的で、2009 年に障害種別・基準通知

[2] 6～11 歳
[3] 12～14 歳
[4] 15～17 歳

を発出し、機能障害を 9 種別に分類している。それらは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体／移動／健康障害、学習障害、特殊言語と言語障害、行動／情緒障害、自閉症、そして重複障害である。

１－２－２．障害に関する統計整備状況

タイ国家統計局（National Statistical Office。以下、「NSO」）は 1974 年から医療と福祉調査の一環として障害者調査を実施しているが、2002 年からは独立した障害者調査を実施している。本調査は世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）の国際生活機能分類（International Classification on Functioning, Disability and Health。以下、「ICF」）の定義見直しにも対応した形で 5 年毎に実施されることとなっている。

他方、NSO のウェブサイトを参照すると、2019 年の統計データ[5]として「障害登録カードを保持する障害者数（地域別、障害種別、性別)」が公開されているが、出典元は MSDHS となっている。また MSDHS は、別途 2018 年度のタイ障害者レポートを発出しており[6]、以下は、NSO の 2019 年度データ（以下、「NSO2019」）を基本とし、MSDHS の 2018 年度データ（以下、「MSDHS2018」）を補足してまとめたタイ障害者統計である。

１－２－３．その他統計

障害者数（全体）[7]	2,015,385 人	全人口の 2.9%	2019 年
男性	1,051,878 人		
女性	963,507 人		

[5] タイ統計局ウェブサイト http://statbbi.nso.go.th/staticreport/page/sector/en/06.aspx（参照 2020-12-08）
[6] https://nadt.or.th/en/stat61.html#0（参照 2020-12-08）
[7] NSO2019 及び MSDHS2018

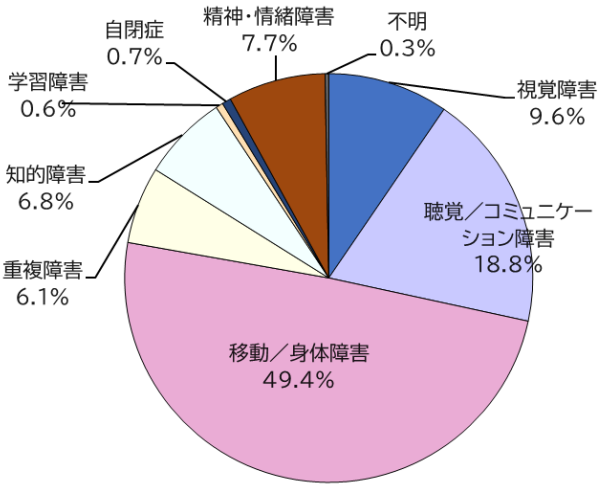

図 1 障害種別の障害者数割合（2019）

出所：NSO2019 を基に調査チームが作成

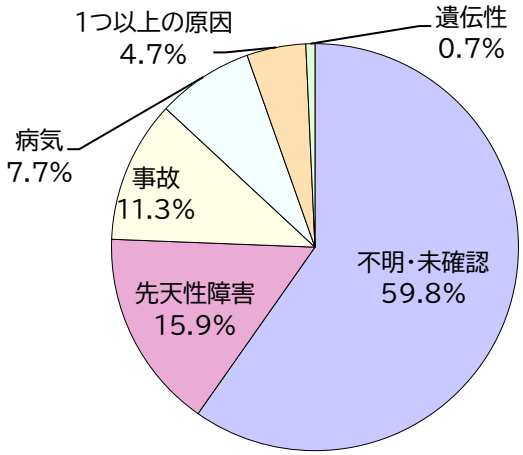

図 2 障害の原因（2018）

出所：MSDHS2018 を基に調査チームが作成

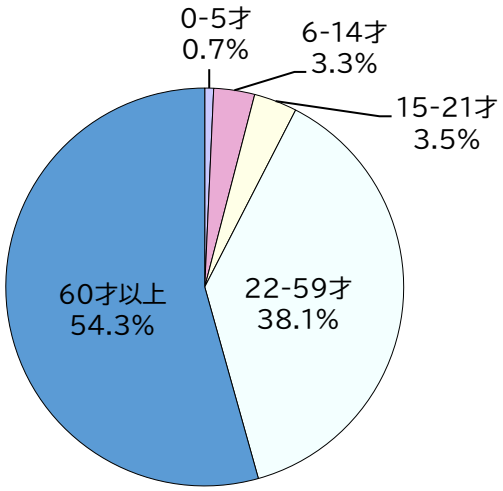

図 3 障害の年齢別割合（2018）

出所：MSDHS2018 を基に調査チームが作成

表 1 年齢別の障害種別（2018）

	視覚障害	聴覚障害	移動障害	身体障害	精神障害	自閉症	学習障害	重複障害	その他
60 歳以上	141, 956	263, 975	616, 365	35, 300	10, 398	563	72	37, 528	3, 124
22～59 歳	56, 168	98, 456	365, 812	113, 801	78, 571	2, 395	1, 703	56, 060	4, 716
15～21 歳	3. 300	6, 680	16, 140	1, 440	22, 820	3, 247	3, 011	14, 686	283
6～14 歳	2, 166	5, 380	13, 664	705	19, 337	3, 861	6, 383	16, 329	73
0～5 歳	404	1, 173	3, 904	75	3, 862	67	1, 128	4, 071	2

出所：MSDHS2018 基に調査チームが作成

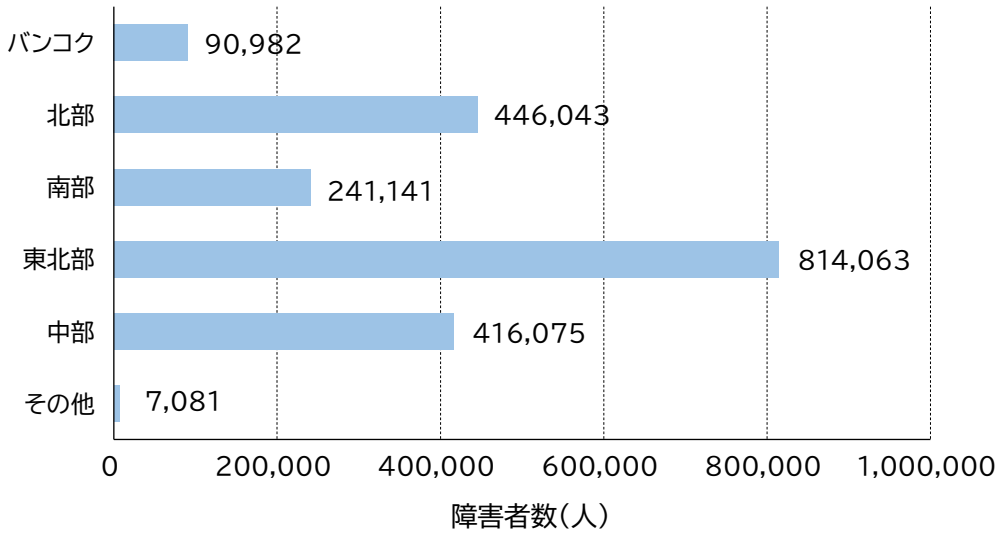

図 4 障害者の居住地域（2019）

出所：NSO2019 を基に調査チームが作成

２．　障害関連政策[8]

２－１．障害関連行政制度

タイ政府は PDEA[9]に則り、障害に関する行政制度を以下のように定めている。

【中央政府行政】

タイ障害者政策の担当機関は、社会開発人間安全保障省（MSDHS）の障害者エンパワメント局（DEP）である。MSDHS は、社会開発や家庭・コミュニティにおける福祉、また人間の安全保障などを担当しており、障害者の生活の質を向上させる行政機関として国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）のフォーカルポイントとなっている。DEP は「障害者の生活の質の促進と開発のための国家委員会 （National Commission on Promotion and Development of Life Quality of Disabled Persons。以下、「エンパワメント委員会」）」の事務局を努め、障害者の現状調査・研究・分析、障害者エンパワメント計画の策定、障害者団体の活動強化などを担当している。

【障害関連担当機関】

表 2 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	教育省	障害者教育法の実施。障害者教育を担当する部署として、基礎教育委員局(Office of Basic Education Commission, OBEC)、職業教育委員局(Office of Vocational Education Commission, OVEC)、高等教育委員局（Office of the Higher Education Commission, OHEC）の 3 つがある。障害者教育促進委員会の実施も行う。
2	公共保健省	国家保健法の実施。国家健康安全局が、障害者に対する医療リハビリテーションや支援機器などの提供をしている。
3	労働省	労働保護法の実施。能力開発局が、障害者の雇用促進、法定雇用率の遵守、罰則規定の履行、障害者就業促進センターの設置などをしている。

出所：CRPD 政府報告を基に調査チームが作成

[8] CRPD 政府報告を基に記載。
[9] 法律は、以下のウェブサイトから確認 http://thailaws.com/law/t_laws/tlaw0385.pdf（エンパワメント法英語仮訳）（参照 2020-12-08）

【国内援助調整委員会】

委員会名称	障害者の生活の質の促進と開発のための国家委員会（エンパワメント委員会）
委員会メンバー	委員長：首相 副委員長：社会開発人間安全保障省の大臣 委員：財務省、社会開発人間安全保障省、運輸通信省、公共保健省など 10 省の事務次官、各種障害者団体の代表が最大 7 名、障害の専門家 6 名 ＊障害者団体代表は、Disability Thailand（以下、「DTH」）に加盟している全国規模の障害者団体６つ（盲人協会、ろう協会、身体障害者協会、自閉症児親の会、知的障害児親の会、精神障害者協会）から代表を 1 名、DTH から 1 名の合計 7 名[10]
役割と実施状況	内閣へのマスタープランの提案、省令の公布、関係省庁への政策や法律の提言、障害者支援制度の作成、障害者支援団体に対するサポート、など。 また別途、各障害種別の小委員会、課題別小委員会などが設置されている。

【地方政府行政】

地方でも障害者が政策の実施や評価に参加するために、県や市の障害者委員会に障害者はメンバーとして任命されている。例えば、少なくとも 3 種別の障害者から 5 人がメンバーとしてノミネートされる。その結果、タイ 75 県すべてで障害者副委員会と呼ばれる委員会が設置され、知事が委員長を務める。

２－２．障害関連法律の詳細

タイ 2007 年憲法は、障害者を含む全市民の権利を保障し、障害者に対する差別禁止条項も定めている。例えば以下の条項がある。

第 4 条：人間の尊厳、権利、自由、そして平等は保護されなければならない。

第 5 条：タイ市民は、出生、性別、宗教に関係なく、平等な保護を受ける権利を有する。

第 49 条：障害者は無料で他のものと平等に 12 年間の教育を受けることができる。

第 54 条：タイのすべての市民に政府が提供する社会福祉、設備、適切な援助などへのアクセスを権利として認めている。

第 80 条：政府は障害者の幸福と自立を保障するために支援と福祉を提供する。

[10] JICA/DPUB Training Program in Thailand", 19 February 2019 における社会開発人間安全保障省エンパワメント局のプレゼンテーション"Welfare System for PWDs in Thailand"より。

障害者の権利に関連する基本的な法律は、以下のとおりである。

法律名	エンパワメント法（Persons with Disability Empowerment Act B.E. 2550 (2007)）
施行年	2007 年
概要	全 45 条からなり、障害の定義（4 条）、差別禁止（15～17 条）、障害登録（18、19 条）、障害基金（23～32 条）、雇用（33～36 条）、罰則規定（40 条）、各省庁の責任（45 条）などが含まれている[11]。障害者に対する教育の提供、雇用主の障害者雇用義務、障害者への差別禁止などが規定されている。差別禁止について、障害者は公共・民間組織の政策・ルール・規則・対策・プロジェクト・活動などの形成において、基本的人権、自由、障害者に対する不当な差別の禁止が他のものと平等に保障されている（15 条）。2012 年時点で 20 の関連法規を整備し、それらは、障害者エンパワメント地方委員会の設置、障害者エンパワメント基金の運営、障害者団体と支援団体の認定基準、不平等な扱いをしている会社を判定する基準と手順などを定めた。

法律名	障害者教育法（英名：Persons with Disabilities Education Act）
施行年	2008 年
概要	すべての人が平等に基礎教育を受ける権利を認め、障害者には無償教育の権利が認められている。

法律名	精神保健法（英名：Mental Health Act）
施行年	2008 年
概要	リハビリテーションや医療行為などに対する患者の権利が規定されている。

法律名	国家保健法
施行年	2007 年
概要	障害者・高齢者・貧困層に必要な医療サービスを受ける権利を認めている。 女性は適切なヘルスケアとリプロダクティブ・ヘルスを受ける権利がある

[11] Ibid (2019)

過去の法律には以下のようなものがある。

法律名	障害者リハビリテーション法 (Rehabilitation of Disabled Persons Act 2534)
施行年	1991 年
概要	１）障害者リハビリテーション委員会 (Commission for Rehabilitation of Disabled People)の設立（委員長：内務大臣、委員：防衛省、内務省、教育省､公共保健省などの事務次官および 2 人の障害者を含む 6 人の専門家。事務局：労働社会福祉省国民福祉局。財源：障害者リハビリテーション基金の設置、２）障害者登録制度の発足、３）公共保健省管轄病院における医療リハビリテーションの無償化、4）0.5%の障害者雇用率の制定（＊エンパワメント法制定により失効）

法律名	リハビリテーション法省則
施行年	1994 年
概要	障害の種類の規定：視覚障害、聴覚コミュニケーション障害、身体及び運動障害、精神及び言語障害、知的及び学習障害

その他にも、「乞食統制法（1941 年）」、「公務員年金法（1951 年）」、「児童の居宅保護に関する社会福祉局規則（1968 年）」などが存在したが、どの法律にも障害者の定義すら示されておらず、また障害者に対する公務員欠格条項、義務教育免除、被選挙権欠格条項など、障害者の市民権を認めない規定が含まれていた。

【障害者政策】

政策名	第 5 次障害開発計画 The 5th National Plan on the Empowerment of Persons with Disabilities）
施行年	2017 年～2021 年
概要	持続的なインクルーシブ社会の構築に向け、障害者の自立生活を促進するために障害者の権利を実現するための開発計画。目標は、障害者と介助者が権利、福祉、施設、交通機関、公共サービスと情報にアクセスできるようにする、DPO・障害者リーダーとネットワークを強化する、障害分野発展に向け法律・政策・制度を改善する、障害啓発と障害者に対する偏見をなくす、障害者が物理的環境、交通機関、教育と情報、改革、除法通信機器、支援機器と合理的配慮にアクセスできるようにする、ことなどである。

政策名	第 4 次障害開発計画（The 4th National Plan on the Empowerment of Persons with Disabilities）
施行年	2012 年～2016 年
概要	4 つの使命、9 つの目的、5 つの戦略からなる開発計画。 使命は、1）インクルーシブ社会の構築、2）障害者のエンパワメント、3）DPO の活動とネットワークの強化、4）障害と障害者に対する肯定的な態度の促進 目的は、障害者が差別なく権利を享受できるようになる、障害者のエンパワメントを阻害するような法律や制度を改正する、障害者の医療・教育・職業訓練・防災システム・スポーツなどへのアクセスを保障する、財政基盤を確保する、障害関連の研究が政策決定に活用される、など。

政策名	第 3 次障害開発計画（The 3rd National Plan on the Empowerment of Persons with Disabilities B.E. 2550-2554）
施行年	2007 年～2011 年
概要	首相を議長とする障害者国家エンパワメント委員会の設立と実施。障害関連の取組みを促進するための体制と構造改革の強化。第三次計画中に制定された障害関連法は、1）エンパワメント法（2007 年）（the Empowerment of Persons with Disabilities Act B.E. 2550)、障害者教育法（2008 年）（Education for Persons with Disabilities Act B.E. 2551）、精神保健法（2008 年）（Mental Health Act B.E. 2551）などがある。

２－３．CRPD 批准による対応状況

PDEA の制定を持って、タイ政府は 2008 年 7 月に CRPD に批准した。そして 4 年後の 2012 年に、国連の障害者権利委員会に第 1 回目の CRPD に係る政府報告（以下、「政府報告」）を提出し、建設的対話を経て、障害者権利委員会からの総括所見が 2016 年 4 月に発出されている[12]。

総括所見では、TV 放送など情報保障に関する規則、エンパワメント法の改正、第 4 次国家計画（2012 年）の作成、教育 5 カ年計画の策定などが評価されている。一方で、選択議定書の未採択、新憲法草案における障害者権利保護の弱まり、法律と条約の不一致、福祉サービスにおける障害の医学モデルの採用、障害者団体のエンパワメント不足などが課題として指摘されている。その他、個別分野における指摘事項は以下の表のとおりである。

表 3 タイ王国総括所見（2016 年 4 月）の主な課題

個別分野	懸念と勧告
アクセシビリティ	地方や遠隔地においてアクセシビリティ法が履行されていない。一貫したアクセス基準、強制力、罰則などが不足している。
教育	インクルーシブ教育の権利が認められずに入学が拒否されるケースがある。地方や遠隔地では、人材や技術、教育の資源が不足している。
労働及び雇用	障害のある女性の雇用率が低くなっている。障害者に対する偏見や、それを改善する研修機会が不足しているので、障害者を雇用するよりも納付金を支払う傾向が強くなっている。
国際協力	「持続可能な開発計画（SDGs）」実施に向けた障害者対策の情報が不足している。

出所：総括所見を基に調査チームが作成

CRPD は英語からタイ語に翻訳され、関連機関に配布されている。CRPD を一般市民にも

[12] Concluding observations on the initial report of Thailand, Committee on the Rights of Persons with Disabilities, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fTHA%2fCO%2f1&Lang=en （参照 2020-12-08）

分かりやすく伝えるために、タイ語の CRPD アニメ版も作成されている。

２－４．障害関連施策の状況[13]

① リハビリテーションを含む医療サービス

タイ政府は、①ユニバーサル・ヘルスケア、②社会保障、③公務員と家族に対するメディケア給付とサービス、という３つのヘルスケア・システムを、障害者を含むすべての人のために設立した。障害者を対象とした保健サービスとして、無料の医療リハビリテーションサービスがある。

国家保健法（2007 年）により、障害者、高齢者、貧困層に対し、必要な医療サービスを受ける権利が保障された。本法と精神保健法（2008 年）により、患者の医療情報を開示することは、本人の希望もしくは法律で求められたとき以外、禁じられた。また公共保健省は、2009 年に医療リハビリテーションと費用、設備、障害者に対する支援機器に関する通知を発出し、歯科医療、伝統的もしくは代替医療、自立生活技術の研修などを含むサービスに対する基準と手順を定めた。 またその他、以下のような活動を実施している。

- 国家健康安全局は 557,534 人の障害者を政府病院や地域ヘルスセンターと地域病院で受け入れるための予算補助を行った。
- 早期介入サービスを家族と障害児に対して実施している。
- 国家健康安全局は、すべての障害者に対し義足、補聴器、拡大機、白杖、車いすなどの支援機器を提供している。
- 障害者には、保健、雇用、教育、社会サービス、新生児に対する特別な対処などのハビリテーション（機能の獲得）とリハビリテーション・プログラムを提供している。
- シリントン国家医療リハビリテーションセンターは、ワン・ストップ・サービスのプロトライプとして医療サービスを 4 つの地域に拡大し、児童開発プログラムと支援機器のデモンストレーションを提供している。
- 国家健康保障局は、障害者の介助者研修の実施、リハビリテーション・プログラムの設立、そしてハーフ・ウェイセンターと呼ばれるモデルセンターの開発などを行っている。さらに、シリントン国家医療リハビリテーションセンターと協力して、11 の支援機器製造・修理センターと 22 のコミュニティ病院に総合的なヘルスケアセンターを開設した。
- NEP は、障害者支援や自宅介助を提供している自助団体と協力し、11 のリハビリテーション・作業療法センターを設立した。また最近、自閉症サービスのモデルとなるセンターを東北地方に設立した。
- 障害者団体を代表する団体は、障害児の親に対し介助方法の研修をしている。

[13] 政府報告に基づき記載。

・　リハビリテーション・サービスは、知的障害者、精神障害者、自閉症の人にも国営病院や子供開発センターなどを通して提供されている。

② 教育

2007 年に統計局が実施した調査によると、障害者は教育分野において多くの困難に直面しており、様々な支援を必要としている。例えば、190 万人以上いる 5 才以上の障害者の中で、教育を受けていない人は 45 万 3,130 人も存在する。また 59.57%の障害者は、就学前教育を終了しているが、16.2%しか初等もしくは中等教育を終了しておらず、大学を卒業した障害者はわずか 1%である。

障害者の教育の権利を守るために、タイ政府は教育ガイドラインや方針を次のように定めている。a) 2007 年憲法第 49 条により、障害者は無料で他の者と平等に 12 年間の教育を受けることができる、b) PDEA 第 20 条により、障害者が支援機器や他の追加サービスを受ける権利がある、c)教育法（1999 年）第 10 条により、すべての人が平等に基礎教育を受ける権利を認められ、早期介入サービスが各県の特別教育センターで障害児やその家族に提供されている。また、障害者支援組織や家族が提供する特別学習センター、家庭学校、予備訓練センターから教育サービスを受ける権利（18 条）、障害者に基礎教育を提供している全県にある教育特区の支援を受ける権利（37 条）、ノンフォーマル教育や代替教育を受けている障害者に対する支援機器や他のサービスを受ける権利、などが認められている。d) 障害者教育法は、障害者は生誕から教育を受ける権利を有しているとし、障害児は、特別教材、個別教育計画などで、本人に必要とされるサービスを受けることができる。

さらに、障害者に教育を提供するすべての公民教育機関は、財政的・専門的な支援を受けることができ、これらの教育機関は、バリアフリー環境を整えるべきであるとされている。すべての教育機関は、基礎教育委員局（Office of Basic Education Commission。以下、「OBEC」）が発行している基準と手順に示されている条項を遵守し、正当な理由なく、障害者の入学を断ることはできない。もし入学拒否が生じれば差別的行為とみなされる。

教育機関は、OBEC が発行した基準と手順に則り、カリキュラムを作成し、試験、評価、学習などにおいて特別なニーズを必要とする生徒のニーズを受入れることが求められている。教育機関は、教育省に対し、障害者教育基金の申請をすることができる。

障害者教育法に基づき、大学と職業専門学校は、教育省による授業料の払い戻しなど、障害のある学生の入学に際し支援が受けられる。また 3 人以上の障害のある学生が在籍する大学や専門学校は、障害支援サービス室の設置に対する支援が受けられる。

各県において、教育省が管轄する区の教育局、教育機関が存在し、障害者に教育を提供している。それらは、43 の特別支援学校、76 の県特別教育センター、1 万 3,786 のインクルーシブ学校、100 の専門学校と大学である。さらに MSDHS の社会開発福祉局が提供する障害児施設にいる障害児は、一般校に参加する機会が設けられている。バンコクも含め地方自治体は、障害児に教育を提供する役割を担っており、バンコクには約 100 のインクルーシブ学

校が存在する。

教育法のもと、51 万 3,469 人の障害者が 2007 年～2009 年の間に教育を受けている。内容は、a) 440,753 人の障害児が 76 の県特別教育センター、43 の特別教育学校、13,786 のインクルーシブ学校で特別教育サービスを受けた。b) 1,600 人の重度自閉症児が、インクルーシブ学校の特別学級で教育を受けた。c) 1,670 人の障害のある学生が職業専門学校で職業訓練を受けた。d) 1,953 人の障害のある学生が大学に通っていた。e) 136,260 人の学習障害児が 9,800 のインクルーシブ学校で OBEC と国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）の協力により教育を受けた。f) 100 の大学で障害学生支援室の設立が予定されている。

インクルーシブ学校には、完全なインクルージョン、部分的なインクルージョン、科目外のインクルージョン、特別クラスという 4 つのレベルが存在する。

内務省の「建築物のアクセシビリティに関する 2005 年省令」は、障害者と高齢者に対し、すべての公的教育機関はアクセシブルな設備とするように定めている。

点字、手話、代替コミュニケーション、支援機器、移動支援機器、情報通信技術の訓練が提供されている。また聴覚障害者の第一言語としての手話利用を促進するために、聴覚障害児の親に対する手話クラスが提供され、聴覚障害児に対する（タイ語とタイ手話の）二カ国語教育の推進が幼稚園から小学校までの 17 の学校で OBEC により提供されている。教育省は、タイ手話を聴覚障害者の第一言語であると公式に発表している。さらに、手話通訳者の人材育成として、マヒドン大学ラチャスダ校は、タイ手話のディプロマ・コースとバチェラー・コースの学位を提供している。タイ手話通訳協会は、タイ手話通訳の基礎コミュニケーション・コースを提供している。

2008 年までに、2 万 2,931 人の障害のある学生が高等教育を受けている。2009 年には、全国で 4,668 人の障害学生が大学や専門学校に入学した。

このような政府の取り組みに対し、障害者権利委員会は、「インクルーシブ教育の権利が認められずに入学が拒否されるケースがある。地方や遠隔地では、人材や技術、教育の資源が不足している。」などの課題を総括所見（2017 年）で指摘している。

③ ジェンダーと障害

タイ政府は、障害のある女児・女性が、障害のない男性・女性と平等となるよう、人権と基本的自由を保障し、その改善、ジェンダーによる不平等の撤廃、エンパワメントするように、継続して開発に努めている。例えば、次のような対策を講じている。

PDEA 第 23 条により設立された障害者基金により、ビジネスをしている女性障害者に対し個人だと 4 万バーツ（約 14 万円[14]）、グループだと 100 万バーツ（約 340 万円）を上限に、融資を利用できる。また関連機関と連携し、女性障害者をタイ女性国家議会で、国家女性開発の取り組みや政策形成に参加するよう促している。このような取り組みは、女性開発を国

[14] 1 バーツ=3.44599 円（JICA 外貨換算レート、2020 年 12 月）

家の課題として主流化する際に、女性障害者の存在を認識させるのに役立っている。女性国家議会は女性障害者について、女性差別撤廃条約を適応させる準備をしている。また政府だけでなく、障害者団体も女性障害者の権利向上に対し政府同様に取り組みを行っている。タイ盲人協会は、タイ女性盲人協会を設立し、女性権利擁護に取り組み、また盲人協会の役員になるよう促がしている。タイ身体障害者協会でも、女性役員が継続して活動しており、タイ聴覚障害者協会も聴覚女性障害者のエンパワメントに努めている。

④ 訓練・雇用、就労支援

タイ政府は、国際労働機関（ILO）の「障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約 159 番（1983 年)」に 2007 年 10 月に批准している。

労働省は 1998 年労働保護法（2008 年改定）の進捗をモニタリングしており、2009 年 10 月から 2010 年 3 月までのモニタリングによれば、506 人の障害者が求職者として労働省に登録を行い、うち 291 人が雇用されている。また民間のフナコーン財団（Khunakorn Foundation）は、労災で負傷した人に対する雇用支援している。作業療法などを提供し、無利子ローンも準備している。

PDEA 第 20 条は、労働大臣令で規定されている規則、手順、条件に沿って、障害者に職業リハビリテーションの受給権利を認めている。職業リハビリテーションには、障害者の仕事や職業を支援する標準的なサービス、労働保護、雇用促進と自営業対策、メディア、設備、技術、他の支援などが含まれている。まだ労働大臣令第 33 条には、雇用主、起業家、政府機関は職場の全従業員に対し適切な割合で障害者を雇用することを定めている。そして障害者の雇用機会を保障するために、2010 年 6 月に内閣で障害者雇用率を見直す決議がなされ、従業員 200 人に対し 1 人の障害者雇用（雇用率 0.5%）を、従業員 100 人に対し 1 人の障害者雇用と改められた（雇用率 1%)。同時に、職場環境を整備し、通勤も可能とするよう求めている。また 2009 年の内閣決議では、2011 年までに職場の基礎的設備をアクセシブルにするよう求めており、公的機関は障害者雇用計画の立案が求められている。

その他の取り組みとして、障害者は、自営業研修に参加することができ、労働省・能力開発局は、障害者がインクルーシブで包括的な研修に参加できるよう支援している。またタイ職業訓練センターは、1985 年から 2010 年までに 5,023 人の障害者にサービスを提供し、4,552 人がリハビリテーションを終了し、仕事に復帰した。そのうち 69.96%の人は職場に戻り、28.51%の人が自営業者となった。さらに障害者基金の追加支援として、障害者は小規模ビジネス実施のための原資をローンとして借りられる。1995 年から 2009 年までで、合計 6 万 3,970 人の障害者がローンを受けている。

次に 2011 年以降の動向をまとめると、労働省は、2011 年 4 月に労働省令によって、障害者の法定雇用率を 1%と正式に定め、未達の場合「最低賃金× 365 日×未達人数」の納付金を障害者基金に納付することとした。毎年 10 月 1 日が障害者の算定基準日と定められ、納付期限は翌年の 1 月 31 日である。未払いの場合、政府は事業者に財産差押命令を発布することも可能とされており、また納付金以外にも、障害者に対し製品やサービスの提供、障害

者を対象とした研修などの支援事業の実施など、代替方法も用意されている。

MSDHS によれば、2013 年で労働省令の対象となる企業は、タイ国内に 1 万 2,788 社存在し、うち 8,684 社は法律を遵守しているが、4,104 社は雇用もせず、納付金も収めていない。法律遵守の定義には、障害者法定雇用率を満たしている、納付金を収めている、代替方法により対応している、の 3 つが含まれる。雇用されている障害者数は 19,483 人であり、2012 年度に障害者基金に収められた納付金額は 12 億 6000 万バーツ（約 43 億円）であった。

労働省は、本省令を実施するために、日本のハローワークの役割を担う Disability Career Promotion Center（障害者就業促進センター）を設置し、バンコクに 10 ヶ所、タイ全土で約 100 ヶ所存在する。障害者は本センターに登録すれば、求人情報の閲覧が可能となり、サービスは無料で提供されている。面接まで行えれば、8〜9 割程度の確率で就職できるようだが、課題は定着率であった。さらに企業への罰則規定を定めているが、発令後 5 年間は制裁を見合わせ、その間に法律の周知を図るなど行い、それでも 5 年間納付金を収めなかった場合、年利 7%の利子が納付額に課さられるようになっている[15]。

他方、「障害のある女性の雇用率が低くなっている。障害者に対する偏見や、それを改善する研修機会が不足しているので、障害者を雇用するよりも納付金を支払う傾向が強くなっている」と総括所見（2017）で指摘されている。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

2007 年憲法第 80 条において、政府は障害者の幸福と自立を保障するために支援と福祉を提供することを定めている。そこで、MSDHS 社会開発福祉局は、すべての障害者に対し複数の分野で社会福祉支援制度を構築した。例えば、障害者の生涯の所得保障に向け、障害者の定年時には、障害者年金だけでなく、高齢者年金も受給することができる。また PDEA 第 15 条は、障害者と介助者に対する税金の免除を認められている。

PDEA 第 20 条(9)は、すべての登録障害者に社会手当を毎月支給することを定めている。2010 年 2 月時点で、社会手当を受給している障害者数は 123 万 5,378 人である。障害者登録制度は 1993 年に開始され、1997 年には 13 万 8,263 人、2001 年には 29 万 6,376 人、2006 年には 58 万 5,892 人、2011 年 115 万 5,544 人、2018 年 204 万 1,159 人[16]と登録数が着実に増加している。障害者として登録されると、障害者手帳が発行され、医療費の無料化、車いすなどの福祉器具の給付などが受けられる。

また社会保障全体を見ると、タイの社会保険制度（Social Security Scheme）は、傷病・障害・死亡・出産・老齢・失業・家族（児童）の給付など包括的な制度となっている。本制度は、フォーマルセクターにおいて強制加入だが、インフォーマルセクターにおける大部分の労働者は同制度の適用から漏れており、ここが大きな課題となっている。他方、すべてのタイ市民に医療を提供する目的で、2001 年 4 月に 30 バーツ（約 88 円）医療制度[17]が開始され

[15] 2011 年以降の情報については、千葉（2016）から要約。
[16] 社会開発人間安全保障省エンパワメント局のプレゼンテーション資料 2011 及び 2019
[17] 外来・入院を問わず、1 回につき 30 バーツの自己負担で医療サービスが受けられる。2006 年 10 月から完全無料となったが、2012 月 9 月から 30 バーツに復活。低所得者は無料のまま。（菅谷 2013：54）

た。本制度は税財源である。また年金制度が適用されない人々に対する無拠出制年金が導入され、国民貯蓄基金による老後の所得保障も立法化されるなど、最近は、様々な対策が講じられている。アピシット政権（2008 年～2011 年）では、2017 年までに普遍的な社会的保護システムを構築するための戦略とロードマップを示した。第 11 次国家経済社会開発計画（2012 年～2016 年）では、ミッションのひとつに「平等で充実した社会保障の普及」が含まれている。障害者に対する給付として、民間部門の所得保障制度として、社会保険に加入していれば[18]、療養費とリハビリテーション費用（月額 2,000 バーツ（約 6,900 円）以内）、福祉器具、従前賃金の 50%が終身年金として支給される。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

2007 年憲法第 54 条は、タイのすべての市民に政府が提供する社会福祉、設備、適切な援助などへのアクセスを権利として認めている。2005 年内務省令は、以下の施設・設備を障害者が使用できるように定めた。それらは、病院、医療ケア施設、保健所、保健室、政府庁舎、教育機関、図書館、博物館、大量輸送機関、オフィス、映画館、ホテル、スタジアム、ショッピング・センター、百貨店、その他の 2,000 平米を超える一般に開放されている施設、さらにエレベーター、スロープ、階段、駐車場、トイレ、車いすスペース、スイッチ、アラーム、点字、床面、ドアの広さなどの設備である。

PDEA 第 20 条では、公共設備や政府が提供する様々なサービスに、障害者も他の市民と平等にアクセスできる権利を認めている。様々なサービスとは、a) 公共政策、計画、プログラム、活動、開発とサービス、製品へのアクセス、b) データ、情報、ニュース、コミュニケーション、電話、情報技術、すべての障害者によって利用されるコミュニケーション技術と施設、政府から助成金を得ている公共・民間業者によって提供される公共メディア、などである。また PDEA 第 37 条に従い、陸上、海、鉄道などの設備準備に関する法的対応として、2012 年時点で法案作成を進めている。交通コミュニケーション省陸上交通局が、障害者のための公共交通機関の設備を特定するための省令である。

陸上交通法（1979 年）に基づき定められた省令第 5 条は、定期的に継続して公共にサービスを提供する車両に対し、障害者が使いやすくするように、以下の支援機器を準備することを定めた。それらは、障害者の乗降のための丈夫・強固・安全なドア、スロープ、ブリッジ、その他の機器などであり、また車いすを置く空間や機材、さらに他の客の危険とならないように強固に固定する資材などである。

2009 年 5 月の内閣決議により、政府機関は障害者が使いやすくアクセシブルな施設を提供しなければならない。例えば、病院も障害者が使いやすい設備を準備し、また市役所、地域事務所、地方自治体事務所、教育機関、交番などは、障害者のためにスロープ、トイレ、駐車場などの基本的設備を準備することになっている。したがって、各行政機関の長や県知

[18] 直前の 15 カ月間に 3 カ月分以上の保険料納付が支払いの条件となっている。（菅谷 2013：70）

事は、必要な予算を確保するよう求められている。また政府機関は、障害者を含むすべての人が閲覧できるアクセシブルなウェブサイトの制作が求められている。

タイ政府は、支援機器を障害者が安価で利用できるように、国内生産とするための処置を講じている。例えば、a) NECTEC、国家テレコミュニケーション委員会事務局（Office of National Telecommunications Commission。以下、「ONTC」）、シリントン国家医療リハビリテーションセンターなどが、大学の建築学部と協力し、革新的でアクセシブルな支援機器の調査を実施した。b) NECTEC は、タイ工業規格と連携し、ウェブ・アクセシビリティ、デジタル音声図書（Digital Accessible Information System。以下、「DAISY」）、アクセシブルな ICT 機器、オフィス機器などの基準を作成した、c) タイ工業規格は、アクセシブルな携帯電話、固定電話、インターネットなど、障害者に対するテレコミュニケーション製品の基準を開発した。

一方で、「地方や遠隔地においてアクセシビリティ法が履行されていない。一貫したアクセス基準、強制力、罰則などが不足している。」などの課題が総括所見（2017）で指摘されている。

・防災

タイ政府は災害時の障害者に対する影響を軽減するために、次のような対策を講じている。

a) 政策レベル

国家防災計画（2010 年～2014 年）が制定され、災害や安全に対する脅威を防ぎ、軽減するための指針と手順を示している。

b) 実施レベル

内務省の防災局が防災担当局であり、i) 計画・モニタリング・防災・警告、ii) 防災行動、iii) 災害被害者支援、iv) 被害者のリハビリテーションなどを担当している。

2007 年 1 月に、第一回障害者に対する津波対応準備国際会議が、タイのプーケットで開催された。プーケット宣言が採択され、ネットワークの構築、知識共有、津波警告システムの開発などが盛り込まれた。第二回会議もプーケットで 2009 年 5 月に開催され、国連情報社会活動計画国際サミット(United Nations World Summit on the Information Society Plan of Action) で示されたように、障害者も災害対策が取れるように連携したネットワークの構築が必要とされた。

2004 年 12 月にタイ南部を襲った津波から教訓を得て、国家災害警告センター（National Disaster Warning Center。以下、「NDWC」）が、災害時の警告を担当する中核機関として設立された。NDWC は現在、情報通信技術省のもとに配置され、副大臣主催の国家災害警告システム委員会の事務局を担当している。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

DEP は、外務省、障害者レデンプトール財団と協力し、障害者の権利保護を国際的に進めるプロジェクトを開始した。プロジェクトでは、フィールドワーカーや障害者支援機関と組

織に対し、障害者の権利に関する知識、理解、認識を提供し、さらに障害者の生活の質を向上させるために、メコン川流域国（タイ、ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア）にCRPDで求められている責務の効率的履行と、国際的なネットワークの構築を呼びかけている。また、若手障害者リーダー育成のため、メコン川流域国における国際研修プログラム「トレーナ研修：権利実感に向けた新しいリーダーシップ開発（2010年2月）」を行い、障害者権利の講師育成を行っている。

MSDHSは、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」）と協力し、アジア太平洋障害者センター（Asia-Pacific Development Center on Disability。以下、「APCD」）を設立した。APCDは、障害分野の国際ネットワークの構築と協力促進、地域の障害者団体代表との連携構築、アジア太平洋地域の障害者の権利や課題に対する障害者の研修、障害者支援データ、情報、ニュースの配信などを行っている。

他方、「持続可能な開発計画（SDGs）実施に向けた障害者対策の情報が不足している。」と総括所見（2017）で指摘されている。

日本政府[19]	【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】 アジア太平洋障害者センタープロジェクト　フェーズ１（2002～2007） アジア太平洋障害者センタープロジェクト　フェーズ２（2007～2012） 【専門家派遣】 障害者のリハビリテーションにおける動作分析装置開発（2011～2012） 【研修員受け入れ】 障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発に係る知識共創フォーラム（2014～2016） 障害多様性を踏まえたスポーツ活動を通じたインクルーシブ開発の実現（2017～2019） 障害者支援制度コース（2009、2011、2012、2015、2016） 【無償資金協力】 アジア太平洋障害者センター建設計画（詳細設計）（2002） アジア太平洋障害者センター建設計画（2003） 【有償資金協力】 バンコク地下鉄建設事業フェーズ5（2000） 第2バンコク国際空港建設事業フェーズ4（2000） 第2バンコク国際空港建設事業フェーズ5（2002） 第2バンコク国際空港建設事業フェーズ6（2004） 第2バンコク国際空港建設事業フェーズ7（2005） バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）フェーズ1（2008） バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）フェーズ2（2010） 【草の根技術協力事業】 タイ国障害者創造活動と就労機会開発及び山岳民族の手紡ぎ糸ほか商品開発計画（2002～2005） タイ視覚障害児の理数科基礎教育に関する教員の資質向上支援（2011～2014）

[19] 内閣府障害者白書、JICA障害と開発パンフレットを基に記載。

	【ボランティア事業】 1965 年～2010 年 2 月 28 日まで累計 63 名（ソーシャルワーカー、義肢装具士、作業療法士、養護など）[20] 【民間連携】 障害者の知識アクセスの機会均等の実現（2012）
他ドナー	【ILO】 技術協力プロジェクト「適切な法律を通した障害者の雇用と能力促進（2009～2011）[21]」を実施 【Christoffel-Blindenmission（CBM）】 「障害者インクルーシブ開発プロジェクト[22]」の実施。障害者が開発から取り残されない開発の実施。CRPD の実施。 【Leonard Cheshire】 Siri Wattana Cheshire 財団を通した障害者施設（レジデンスホーム）の運営。2001 年から 5 つのレジデンスホームを開設[23]。CBR／CBID 活動の推進。

２－５．地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

タイ政府は、WHO や国連アジア経済社会委員会と協力し、第一回アジア太平洋 CBR 会議を 2009 年 2 月に実施した。その後も、アジア太平洋 CBR／CBID 会議には継続して参加している。

２－６．盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

UNDP(2015)によれば、タイの著作権法は 1994 年から実施されている。そこには、個人使用や教師が利益を目的とせず再生産や変更を加えることなど多くの制限や例外を含んでいるが、盲人や弱者、もしくは他の読書障害者に対してアクセシブルな形での制作や配布に関する制限や例外を認めていない。1994 年法は、特別な状況において非営利の研究や教育、調査を目的としたものに対し、著作憲法 54 条において事務次官に資格承認を受けたタイで翻訳された作品の輸出を禁止する条項を含んでいる。他者の著作権を侵害している作品の輸入も禁止されている。（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）著作権条約の前に制定された法律は技術保護対策に対する条項が含まれていない。

1994 年法がアクセシブルな形態の作品の制作や配布、また海外との交換を認めていないことから、マラケシュ条約を履行するために、法改正が必要となった。条約批准に向けた取り組みはすでに開始されている。2014 年世界盲人連合（World Blind Union）総会中間報告に

[20] JICA 障害者支援事業一覧 H22.3 版
[21] https://www.ilo.org/asia/projects/lang--en/index.htm（参照 2020-12-18）
[22] https://www.cbm.org/in-action/disability-inclusive-development-did/（参照 2020-12-18）
[23] http://www.siriwattanacheshire.com/EN/about.html（参照 2020-12-18）

よれば、タイ立法議会は著作憲法の改定にすでに着手しており、憲法改定後に条約批准が可能となる。

2014 年後半の報告によれば、タイ立法議会はすでに 2 つの著作憲法を決議し、2015 年 8 月から執行される。著作憲法の 32 条（9）は、利益を目的としない、障害者に裨益する作品の制作と配布は著作憲法の侵害から除外すると記載している。

そして、2019 年 1 月 28 日に、タイ政府はマラケシュ条約に同意し、WIPO に承認されている[24]。タイで著作物の複製や配布を担当する権限を与えられた機関は、Accessible Books Consortium (ABC)によれば、国立盲人読書障害図書館とタイ盲人協会財団[25]である。

２－７．新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

タイにおいては、2021 年 2 月 14 日の時点で、新型コロナウイルス感染症の感染者数が 24,571 人、死亡者が 80 人と報告されている[26]。

本調査では、オンライン・アンケート及びインタビュー調査を実施し、DTH より回答を得た。この情報に基づいてコロナ禍における障害者の状況を以下に述べる。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

DTH によれば、タイ政府は新型コロナウイルスの流行拡大による影響への対策として、以下の支援を行った。

- 失業した障害者に対する 15,000 バーツの支給と他の障害者に 3,000 バーツの支給
- 障害者エンパワメント基金から 10,000 バーツの緊急ローン支援
- コロナ禍で深刻な被害を受けた障害者に対し 2000 バーツのリハビリテーション給付金の支給
- 障害者エンパワメント基金のローン受給者に対する 12 カ月の支払い延期処置

一方で、社会開発人間安全保障省は、現行法では支給できないとして、障害者に対してマスクやアルコール消毒液、また他の医療品などの供給は行っていない。日常生活必需品の入手などにおいて、障害者も他の市民と同様に必要なものを入手できていた。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

DTH によれば、医療サービスを受ける際に障害者に対する差別は見られなかった。隔離施設における障害者の状況は情報が入手できなかった。国際的医療支援は特に受けていない。障害者に対する平時の医療サービスは、最近のユニバーサル・ヘルス・カバレッジのおかげで改善されている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

DTH によれば、新型コロナウイルスの流行下における遠距離・オンライン教育でも障害

[24] https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/marrakesh/treaty_marrakesh_51.html（参照 2020-12-18）
[25] https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/（参照 2020-12-18）
[26] https://covid19.who.int/region/searo/country/th（参照 2021-02-14）

児は学習に参加できている。また学校再開時も、特に問題なく就学に復帰している。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

DTH によれば、移動に対する政府支援は特に実施されていない。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

DTH によれば、タイはウイルスの流行を上手くコントロールしたため、就労に対する深刻な影響は生じなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

DTH によれば、感染者や感染症対策に対する情報保障において問題は生じていない。ロックダウンや支援策に対する情報入手には問題が生じた。特に社会開発人間安全保障省からの情報が曖昧で不正確だったため、障害者は状況把握に困難が生じた。

３．　障害関連団体の活動概況

３－１．障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
Disability Thailand（DTH）	1983 年に設立されたタイ障害者協議会を基に設立された団体。設立当初は、盲人協会、ろう協会、身体障害者協会、知的障害児親の会　の 4 団体であったが、現在は、自閉症児親の会、精神障害者協会が加わり 6 団体で構成されている。CRPD の実現を目的に、政策提言やアドボカシーを実行し、政府の障害者政策委員会であるエンパワメント委員会のメンバーとして活動している。その他にも、6 つの加盟団体とその傘下にある 77 の地域団体のエンパワメント。CRPD に基づき、障害者の生活の質を向上させる法律・政策・戦略・プログラムなどの実施とモニタリング、政府・民間セクター・他の関係機関やメンバーと持続可能な開発に向けた連携促進、などを行っている。 理事会メンバーはすべて障害当事者か自閉症児・知的障害児の親である。正規従業員は 9 名、政府の助成金で活動している。
盲人協会	1982 年に設立された。前身は、バンコク盲人協会で 1967 年に盲学校の卒業背を中心に設立されている。障害者の人権問題やバリアフリーの社会づくりなどに取り組んでいる。
ろう協会	1969 年にろう学校の卒業生によってタイで最初のろう協会が設立され、1982 年に全国組織として拡大された。ろう協会は、1981 年にサイレント・ワールド・クラフトセンターなる手工芸品の作業所も開設し、ろう者の収入向上に努めている。また 1986 年と 1990 年にタイの手話時点を出版している。手話の普及や聴覚障害の理解促進や啓発活動等を実施している。
身体障害者協会	1982 年にナロン・パティバチャラキット氏により設立された。1991 年には 200 名の会員しかいなかったが、1997 年には車いす使用者の中心に 2000 人を超えている。障害者スポーツ等も推進している。

３－２．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
アジア太平洋障害者センター（Asia-Pacific Development Center on Disability、APCD）	2002 年に日本政府支援によりバンコクに設立されたアジア太平洋地域センター。域内で障害者の社会参加促進に取り組んでいる。主な活動は、障害者・支援者に対する研修の実施、CBR・ASEAN 自閉症・難聴者団体・知的障害者などのネットワーク促進、情報・知識の共有と発信、様々なドナーと協力したプロジェクトの実施など。
レデンプトリスト障害者職業学校（Redemptorist Vocational School for the Disabled Persons）	毎年 200 名ほどの障害者が入学。コンピューター、電気器具の修理、テレフォン・オペレーターなどの職業訓練を提供。就職率 100%。
シリントン国家医療リハビリテーションセンター	1992 年に設立、障害者に義肢装具の提供やリハビリテーションを実施。
労働災害リハビリテーションセンター	日本の技術協力・無償資金協力により 1985 年に設立。理学・作業療法、補装具制作、機械、木工、小型エンジン、事務、洋裁などの訓練プログラムを実施。
社会福祉協議会	1960 年に政府と民間の調整機関として設立。障害問題についての宣伝と普及、自立支援のための資金援助、障害者問題の国際活動などを実施。
パクレット障害者作業所	1981 年の国際障害者年の記念として 1983 年に設立。60 名程度の障害者の作業所。
コンケン障害者職業訓練センター	1973 年設立。70 名ほどが洋裁、紳士服、ラジオ・テレビ、農業、理・美容の訓練を受講。
盲人技能開発センター	1978 年に開設。

４．参考資料

Government of Thailand (2015) *CRPD States Party's Initial reports of Thailand*

Sano Ryuhei (2018) *A Study on Latest Public Policies on Disability and Development in Thailand*, 現代福祉研究, 法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会、https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=14660&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1（参照 2020-12-18）

United Nations (2016) *CRPD Concluding observations on the initial report of Thailand*

UNDP (2015) *Our right to knowledge: Legal reviews for the ratification of the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities in Asia and the Pacific*

菅谷広宣（2013）『ASEAN 諸国の社会保障』日本評論社

千葉寿夫（2016）「タイ王国・障害者就労の現状と課題−途上国で共生社会を目指して」『所報』2016.1 盤谷日本商工会議所, pp.33-39

千葉寿夫（2020）「タイとフィリピンにおける障害者運動の発展課程の比較研究−国際障害者福祉と国際協力実践の視点から」『東京都立大学機関リポジトリ「みやこ鳥」』

西澤希久男（2010）「第 4 章タイにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『アジア諸国の障害者法：法的権利の確立の観点から』アジア経済研究所

吉村千恵（2009）「第 5 章 1991 年障害者リハビリテーション法形成過程-障害当事者の動きに注目して-」 今泉慎也編『タイの立法過程とその変容』日本貿易振興機構アジア経済研究所

＜ウェブ情報＞

Marrakesh Treaty and Exemptions to Copyright Infringement for Disabled Persons in Thailand, September 3, 2019, Tilleke & Gibbins, https://www.tilleke.com/resources/marrakesh-treaty-and-exemptions-copyright-infringement-disabled-persons-thailand（参照 2021-02-14）

World Intellectual Property Organization (WIPO) website, https://www.wipo.int/portal/en/（参照 2021-02-14）

内閣府 (2013-2019)『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2020-12-14）

JICA（2017）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf（参照 2020-12-14）